

議員報酬等の現行額と調査会提言に基づく試算額

○議員報酬・・・報告書P.21～23、42～44

- ・基本算定式を、議員報酬 = 知事の給料 × 職務活動時間による比率とする。
- ・比較すべき知事の給料は、条例本則額(1,280千円)とする。
- ・平成22年9月1日～平成23年8月31日の知事の公務遂行時間は、3,282時間である。
- ・同時期の、議員活動時間は、総時間5,475時間から私的活動時間1,264時間を除いた4,211時間を対象に、三重県議会の公的支援の対象の考え方により、公的支援の対象となる活動時間は2,317時間(P.22図 -3緑部分)とする。
- ・知事の公務時間3,282時間を1とすれば、議員活動時間2,317時間の比率は0.71である。

(現行額) 月額 830 千円

(試算額) 月額 896 千円 1,280千円(知事給料) × 0.7(職務活動時間比率)

(参考)

○期末手当

- ・調査会報告書においては、期末手当の取扱いについては触れられていないため、現行の算定式に基づき試算した。

(現行額) 年額 3,884 千円 830千円(報酬月額) × 1.2(加算率) × 3.9ヵ月

(試算額) 年額 4,193 千円 896千円(報酬月額) × 1.2(加算率) × 3.9ヵ月

○政務調査費(会派分、議員分計)・・・報告書P.69

- ・三重県議会の政務調査費執行状況をみると、平成22年度の会派分は政務調査費総額の10%減額が会派分で実施されている中で、22.1%の返還率であった。議員分も平成22年度分では22.3%が返還されている状況であった。
- ・政務調査費は、個々の議員により使われ方が異なり、2割前後の返還の中には政務調査費を全く使用しない会派・議員の分も含まれる。
- ・政務調査費は、使わなければ返還されるものであるが、政務調査費を含め公金の使途に対する県民の関心が高まっていることや県全体の財政状況が厳しい現状を踏まえ、真に必要な交付水準を決定する必要がある。
- ・政務調査費を減額しているにも関わらず、2割前後が返還されている事実から、条例本則に定める額を約2割引き下げることが検討すべきである。

(現行額) 月額 330 千円

(試算額) 月額 264 千円 330千円(現行月額) × 0.8

(単位:千円)

		(現行額)	(試算額)	増減額
議員報酬	(月額)	830	896	66
期末手当	(年額)	3,884	4,193	309
政務調査費	(月額)	330	264	66

